

津幡町奨学金返還支援補助制度 Q & A

補助制度全般について

1. 補助対象者に関すること

No.	Q	A
1-1	町内出身者でも対象になりますか？	定住の要件及びその他の要件を満たす方であれば対象になり得ます。
1-2	「交付基準日」について教えてください。	補助金の交付対象期間の始期を定めるため、「就業日」、「転入日」または「奨学金返還開始日」のうちいずれか遅い日が属する月の初日を「交付基準日」としています。
1-3	「大学等」とはどこまで含まれますか？専門学校や短大も対象になりますか？	大学（専門職大学、大学院、専門職大学院、短期大学及び専門職短期大学を含む。）の他、高等学校、高等専門学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）及び専修学校が対象になります。
1-4	高等専門学校に勤務する教諭は公務員にあたるのでしょうか。	国立高等専門学校機構は、独立行政法人の分類上、中期目標管理法人に該当するため、公務員には該当しません。
1-5	「定住」が必要な期間はいつまででしょうか？	交付基準日から起算して5年以上の定住を要件としています。
1-6	「町内事業所」の要件を教えてください。	勤務している本社、支社、工場または事業所等の所在地が津幡町内であることを要件としています。
1-7	「正規雇用」の要件は何でしょうか。	この補助金内での正規雇用の要件は以下の3つです。 ①所定労働時間の定めがないこと ②雇用期間の定めがないこと ③社会保険、雇用保険及び労災保険の被保険者であること
1-8	自営業や起業の場合は補助金の対象になりますか？	本町の補助金は、「正規雇用」を要件としているため、対象になりません。
1-9	補助金の申込後、氏名、住所や就労状況に変更があった場合はどうすればよいですか？ 申込後に退職した場合はどうなりますか？	事実が生じた日から遅滞なく異動届出書（様式第3号）を提出ください。交付の要件を満たさなくなると、交付決定の取消しや補助金の返還を求める場合があります。

1-10	大学在学中に奨学金を借入れ、その後大学院へ進学し、大学院在学中にも奨学金を借入れました。補助金交付申請をする際は、両方の奨学金の申請が可能ですか？	奨学金及び交付基準日の要件等を満たせば、合わせて申請の対象にできます。申請の際は、両方の奨学金に係る書類をご用意ください。ただし、補助上限額は変わりませんのでご注意ください。
1-11	休業（産休・育休・病休）した場合はどうなりますか？	離職していない限りは対象とします。
1-12	奨学金の返還が猶予または免除された場合はどうなりますか？	左記の事由が生じた時点で補助対象外となります。

2. 奨学金に関すること

No.	Q	A
2-1	どんな奨学金が対象になりますか？	独立行政法人日本学生支援機構の第一種、第二種奨学金、及び当該奨学金に準じるもので町長が認めるものを対象とします。
2-2	「返還した奨学金の額」に利息等は含まれますか？	第二種奨学金の貸与の場合、元本以外に含まれる利息等も返還額に含まれます。

本人が行う手続きについて

3. 補助金の交付申込に関すること

No.	Q	A
3-1	補助金の交付を受けたいのですが、いつ申請すればよいでしょうか。	補助金の交付を受けるためには、交付基準日から起算して1年以内に交付の申込を行う必要があります。申請時期については、No. 4-1を参照ください。
3-2	「奨学金の返還計画が確認できる書類」とは、具体的にどのような書類ですか？	日本学生支援機構の奨学金の方は「口座振替（リレー口座）加入通知書」の写しを添付してください。それが無い方、又はその他の奨学金の貸与を受けていた方は、貸与機関が発行する奨学金返還証明書を添付してください。
3-3	「就労の実態が証明できる書類」とは、具体的にどのような書類ですか？	No. 1-7 に掲げる3つの要件を満たすことが客観的にわかる就労証明書を提出してください。様式は任意です。要件に合う様式がない場合は、町でご用意しますのでお申出ください。

4. 補助金の交付申請に関すること

No.	Q	A
4-1	交付申請の時期はいつですか？	交付基準日から1年～5年を各々経過した日から起算して3か月以内に毎年申請してください。時期については、申込時に窓口でお渡しする「申請手続き一覧表」をご覧ください。
4-2	住民票の写しは、続柄や本籍等を省略したものでよいですか？また、家族と同居の場合、申請者個人だけ記載されたものでよいですか？	続柄・世帯主、本籍・筆頭者ともに省略し、申請者個人だけ記載されたもので結構です。
4-3	「奨学金の返還実績が確認できる書類」とは、具体的にどのような書類ですか？	預金通帳の写し等を指します。
4-4	返還金引き落とし口座の通帳の写しを提出する場合、どこをコピーして提出すればよいですか？	通帳の表紙、及び交付申請の対象期間中の返還金の引き落としが確認できるページをコピーしてください。口座残高や返還金引き落とし以外の記載部分を見られたくない場合は、黒塗りして提出しても結構です。
4-5	交付申請期間中の返還金の引き落としが通帳で確認できない場合はどうすればよいですか？	貸与機関が発行する奨学金返還証明を提出してください。発行に時間を要する場合がありますため、余裕を持ってご用意ください。
4-6	補助金の交付申請は、郵送でもよいですか？	申請は郵送でも結構です。ただし、書類の記入漏れや添付漏れ等による確認のお電話を差し上げる場合がありますので、日中つながる携帯番号等の記入をお願いします。また、申請期間の終了日までの当日消印を有効とすることもあわせてご留意ください。

5. 補助金の交付に関すること（金額や受取時期など）

No.	Q	A
5-1	交付される期間や補助金の額はいくらでしょうか？	交付基準日から5年間で補助の対象期間となります。1年間に返還した額の3分の2（千円未満切捨て）で申請1回につき18万円を限度とします。
5-2	交付申請後、交付決定兼確定通知書が送られてきました。必要な手続きはありますか？	決定された補助金を支払うため、請求書に必要事項を記入の上、提出をお願いします。
5-3	補助対象期間内に返還金を繰上返還した場合、補助金はどうなりますか？	繰上返還した額は対象額に含めません。

5-4	補助金はいつもらえますか？	補助金の交付決定を受けた後、請求書を提出してから約1か月で請求者の口座に振り込まれます。
5-5	交付される補助金はすべて現金でしょうか？	交付額のうち5分の1（千円未満切捨て）は、津幡町商工会が発行する商品券で交付します。残りを現金で口座振込みします。

6. その他

6-1	奨学金返還支援の補助金を現金と商品券で受け取りましたが、所得税の確定申告は必要でしょうか？	この補助金は、奨学金の貸与先に振込みするものではなく直接申請者に交付し、また複数年にわたり交付するものであるため、雑所得として確定申告が必要です。詳しくは、所轄の税務署にお問い合わせください。
-----	---	--